

地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供いたします。

**【対象者】**

以下の要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- ・平成28年4月14日時点で、熊本県内に住所を有する者
- ・災害により住居が全壊又は大規模半壊し、居住する住居がない者
- ・自らの資力では住居が確保できない者
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しない者

**【注意】**

※借り上げ住宅に入居した場合、他の応急仮設住宅に入居は出来ません。

**【期間】**

最長2年

**【住宅の条件】**

家賃が6万円以下（4人まで）、9万円以下（5人以上（乳幼児を除く。））の住宅であること。ただし、対象世帯が4人以下であり、特別の事情がある場合は、この限りでない。

**【必要書類】**

- ・住民票
- ・罹災証明書（コピー可）※相談の際は必要ありません。

**【申込受付期間】**

平成28年4月29日（金）～

**【申込窓口】及び【問い合わせ先】**

社会福祉課	障がい福祉係	0964-32-1387（直通） 0964-32-1111 （内線1128・1129・1134・1135）	
三角支所	総合窓口課	健康福祉係	0964-53-1111
不知火支所	総合窓口課	窓口係	0964-33-1111
小川支所	総合窓口課	健康福祉係	0964-43-1111
豊野支所	総合窓口課	窓口係	0964-45-2111